

シュタインとグナイストの交流 ——往復書簡を通して（下）

Stein und Gneist. Ihre wissenschaftliche und persönliche Beziehung aus ihrem Briefwechsel（2）

柴田 隆行
Takayuki SHIBATA

3. シュタインとグナイストの往復書簡（前からのつづき）

グナイストのこの書簡に「あなたからの2通の好意的な書簡」とあるが、ベルリンの機密公文書館には同年5月11日付書簡1通しか残されていない。この書簡でシュタインは、同年公刊の自著『財政学教本』を献本し、「あなたがこの内容を一瞥する時間があるかどうかわかりません。〔中略〕あなたは闘いのまっただなかにいるので」と書いていた。先に紹介した1859年11月のグナイスト書簡で見たように、「新時代」と言われる新たな状況のなかでグナイストは1859年にプロイセン下院議員に選出され、大学の講義と議員活動の両方に追われていた。（もともと、グナイストが議会で最も激しく闘ったのは1862年にビスマルクが首相になってからのいわゆる「憲法闘争」期である。）

シュタインは続ける。「あなたはイギリスに関して私たちの代表です。」グナイストは1844年からしばしばイギリスに滞在しその法制や自治を研究、1853年に『イギリスの貴族と騎士』、1857-60年には2巻本の大作『今日のイギリスの憲政と行政法』を公刊した。グナイストからの返信冒頭で後者の第2巻を寄贈する旨書かれているので、この時点でシュタインの念頭にあったグナイスト著作は1857年刊の後者第1巻を指すと思われる。シュタインは、1860年にこの本の第2巻を受け取ったのちすぐに書評を『オーストリア四季報』第5巻に寄せ、こう述べている。

ひとはイギリスを多くの公法上の問題を抱えつつも模範国と見ることに慣れて、その現状を研究する努力を怠った。イギリスは議会主義の故郷でありそこには自治があると言えばもう十分だと思っている。しかしじっさいのところ何もわかっていない。グナイストは個別的な考察を問題とせず領域全体を体系的に捉えた。グナイストのこうした仕事はドイツで最初のものである。従来自治について非常に曖昧な観念しか持たれておらず、イギリスの自治（Selfgovernment）は地域的自己管理（Selbstverwaltung）であって、国家用件はそこから排除されると思われてきた。グナイストはこうした観念を根本から破壊した。彼は議会主義と自治とを真に関連づけた。われわれは議会主義と立憲主義を

徹底的に分けなければならない。前者の故郷はイギリスであり、後者の故郷はフランスである。グナイストは本書で、イギリスの状態をフランスの立憲主義と対比して特徴づける道を示した。——このように述べてシュタインは、グナイストによるイギリスの憲政と行政法の研究が自治を核にして展開されることを見抜くと同時に、憲政と行政と自治についてドイツ、フランス、イギリスの比較研究が必要であるとの自らの認識を深めている。

つぎの書簡は1861年12月12日付でシュタインからグナイストに宛てたものである。前半は、シュタインが新たに年報を発行する計画を進めており、グナイストにも名義を借りたいという依頼文である。この年報 (*Jahrbuch für Gesetzkunde und Statistik*) は、シュタインほか3名で編集、1862年にその第1巻が公刊された。全376ページの大冊だが、第1巻だけで終わった。

書簡後半では、比較行政理論を学ぶ者はまずあなたとともに歩むことが必要であり、あなた抜きにはイギリスは極界の地であることでしょう、とグナイストを讃えている。さらに、「ここ〔ウィーン〕ではものごとがとても不透明であり、私は政治からまったく手を引きました。あなたといつかここでたくさんのお話を話す時間が持たらどんなに嬉しいことでしょう」と書いている。1860年から61年にかけてウィーンのシュタインのもとでは、ブルックが死んだこと以外に特筆すべき事件は起きていないように見える。激動の時代はむしろこの翌年から始まった。1862年3月17日プロイセン王が自由主義閣僚を罷免し、いわゆる「新時代」内閣が退陣。同年9月3日ビスマルクの鉄血演説、同22日ビスマルク首相就任。他方でプロイセン下院では進歩党と中央左派が躍進、グナイストの「憲法闘争」が始まった。シュタインの故郷シュレスヴィヒ公国は1863年3月にデンマークにふたたび併合され、64年2月1日プロイセンとオーストリア連合軍がシュレスヴィヒへ進軍、同年10月デンマークからシュレスヴィヒを奪い取る。その後さらに、1866年6月15日プロイセンとオーストリアとの戦争という事態が訪れる。こうした激動の時代の開幕の年である1862年における彼らの書簡は見出されない。つぎの1863年2月25日付シュタイン宛グナイスト書簡を見ると、この間の書簡が発見されていないのではなく、書かれていないことがわかる。

「同封の著書をご覧戴ければ、あなたの友情溢れるお便りに私がずっと返信せずにいることがどうしてありえたかをお察し戴けるでしょう。この間私は議会の委員会で7ヶ月も暗い日々を過ごさなければなりません。〔中略〕議会での同士シュルツェ・デリーチュ (*Hermann Schulze-Delitzsch*) とともに、私は講和条約締結にかなり近いか、あるいは少なくともそれについての討議対象確定に近いところにいます。イギリスではたとえばスチュワート・ミルと少なくとも講和条約を結べると期待しています。あなたの新聞か雑誌に、私の現状について短文を載せる名誉をあなたが私に示して下さるとたいへん有り難い。この期間に私は第2版を印刷し、復活祭の市に大きいほうの半分を発行することができるでしょう。自治の歴史を書くことで、こんにちの状況についての叙述はごく短くなり理解しやすくなりました。」

「議会での7ヶ月に及ぶ暗い日々」とは、前述のビスマルク登場による憲法闘争を指す。グナイストは「法治国家」を根拠にしてビスマルクの権力政治に断固反対した。シュルツェ・デリーチュはプ

ロイセン下院議員で、1861年のドイツ進歩党創設者の一人。だが、グナイストもシュルツェ・デリーチュものちにビスマルクに徐々に取り込まれた。

「同封の著書」および「自治の歴史」というのは、前述の『今日のイギリスの憲政と行政法』第2部補巻すなわち「イギリス自治史」（1863年）を指す。予告された「第2版の印刷」は同年に公刊された同書第2部第2版を指す。副題は「イギリスの地方憲政の歴史と今日的形態すなわち自治」である。

間を置かずグナイストからシュタイン宛の書簡（同年4月12日付）が発せられた。

「この間あなたは、3月1日にお送りしたイギリス国法についての私の新しい巻と長期間の沈黙ゆえの私のお詫びとを受け取られたことでしょう。そこで、あなたの寛大さを前提にあえてあなたに新たなお願いをします。約3週間前に私はウンガー教授（Joseph Unger）に手紙を書き、大臣責任制立法（Ministerverantwortlichkeits-Gesetz）について彼が帝国議会で行った議論〔の写し〕を送ってくれるようにと依頼しました。私は〔プロイセン議会での〕報告者としてまさにこの対象に従事していたからです。しかしウンガーは旅に出たらしい。私は今日まで返事をもらえず、オーストリアでの議論ぬきに報告を済ませました。しかし、数日内にこの対象は総会で議論になりますので、私は引き続きこれに関するあなた方の議論に興味があります。〔中略〕私たちの政治状況は、沈黙するのが最も良いといったところですよ。』

ウンガーはオーストリアを代表する私法学者で政治家。当時はまだ議員になっていないが（1867年以降議員、大臣等歴任）、政治活動は行っていた。当時グナイストは議会中央左派に属し進歩党とともにビスマルクの政策に反対していた。上山安敏『憲法社会史』（日本評論社、1977年）によれば、彼らは「大臣訴追の制度こそ政府攻撃の武器になると考え、憲法六一条の実施に必要な大臣責任制立法を起草した。その内容は、あらゆる憲法違反の行為に対して、両院が訴追を行ない、司法部に裁定を委ねるものであったが、これに対して、ビスマルクは、憲法上の疑問の決定を裁判官に委ねることは、裁判官に立法者の権限を与えるものだ、と反対した。この状況のなかで、グナイストは、ビスマルクの見解に真向から反対し、裁判官の主観が決定するのではなく、憲法の客観的意味が、裁判所を通して政府の恣意に対して実現されるのだ」（54頁）と主張した。

シュタインはグナイストのこの依頼にすぐに応えて議事録をグナイストに送った。それに付した書簡にプロイセン憲法闘争についてのシュタインの言及はないが、この議事録を送りグナイストらの活動を支持することがオーストリアにとって利益になると述べている。この時シュタインは「非情なカタル」に苦しんでいた（同年4月22日付グナイスト宛書簡）。当時彼は『行政理論』の執筆に専念していた。シュタインは1850年代に憲政理論構築に向かったが、55年にウィーン大学に就職し国家学ほか国民経済学、財政学、行政理論を講義するなかで憲政と行政をセットで考える国家学体系を固めた。講義のためまず58年『国民経済学教本』、60年『財政学教本』を公刊。『行政理論』第1部は65年ようやく公刊された。これは第8部まで続き、改訂版を含め後期シュタインの主著となった。シュタインはグナイスト宛のこの書簡で、「ここではフランスとイギリスについてできるだけたくさん引

用したい。あなたは世界で最も良く〔このことを〕理解しており、まさにあなたの著作だけがこうした企てを可能にしてくれます。その価値について私があるに言う必要は何もありません。」とグナイストのイギリス研究の成果を讃えている。第1部の副題は「執行権力論。その法と組織。イギリス、フランス、ドイツの法状態の比較」である。詳細は後述するが、シュタインがここに付した一文に注目したい。「あなたの著作全体に支配的な傾向のなかで、憲政と行政の運動と発展に社会的要素を入れなければならないなどと声高に言う人はいない。」つまりそんなことはわかっているでしょう、とシュタインはグナイストを牽制しているのである。国家と社会との葛藤というシュタイン理論を下敷きにしてグナイストは行政学や自治理論を構築するが、シュタインの場合、国家と社会の関係はたんなる二元論ではないし対立関係にあるのでもない。国家学の前提にはあくまでも社会学がなければならない。したがって、憲政と行政という国家体制の柱を考える際にも社会的要素がつねに自覚されていなければならない。これがシュタインの一貫した立場である。

往復書簡の次は1864年8月4日付グナイスト宛シュタイン書簡だが、これはオーストリアの財務大臣(Egnaz von Plener)の息子が短期間ベルリンに滞在する際にあなたに会いたいという紹介状である。そのついでとして、執筆中の行政理論に触れ、「ドイツとイギリスとフランスの比較を根底に据えており、あなたの仕事ぬきには私の努力は少なくとも第3部に関して無駄になるでしょう。あなたは至るところで繰り返しご自身を見出すことでしょう」と書き添えている。「いつかまたあなたの手による数行を受け取ることができたら非常に喜びとなるでしょう」という一節から、憲法闘争で苦闘しているグナイストからはシュタイン宛の書簡が書かれていないと推察される。これに続けるシュタインの言葉がおもしろい。「私は学問と政治の違いを次の点に見出しました。学問はそれがどのようにして始まったかわかればどのようになるのかもわかるが、政治はそうではない、という点です。」当時の政治的混乱が瞥見できる。

現存する次の書簡もシュタインからグナイストに宛てたもので、1865年1月11日付である。「あなたにお送りするこの著書は、精神的にはずっと以前にあなたに送っていたはずのものです。」すなわち『行政理論』第1部がよいよ公刊の運びとなったわけだが、その予告をシュタインは何度かグナイストに告げていた。これに対して同年3月25日付でグナイストからシュタイン宛によく返信が届く。ただし、「私にとってまったく予期せぬすばらしい贈り物と心のこもったお便りを昨日拝受しました。」とあり、その便りが1月11日付書簡だとしたら郵送に2ヶ月とは長すぎる。「序文と内容目次を読み、半時間血を沸き立たせました。私はあなたにすでにこの讃歌を2行の礼文で書きたかったのですが、それは私があるあなたのこの2通の手紙を受け取ったからです。」とあるから、シュタインはこの間に2通の書簡を送ったようである。それにしてもグナイストの興奮ぶりは尋常でない。それはそのはずである。シュタインは『行政理論』第1部冒頭に寄せた8ページに及ぶ序文のタイトルを「ベルリンのルドルフ・グナイスト教授へ」としているからである。大いに感激しつつも当時グナイストはこれに十分応える余裕がなかった。国際情勢が逼迫するなかでプロイセン政府は軍備増強のため兵役法、予算法を下院に提出したが、グナイストの属する中央左派や進歩党がこれを否決。ビスマ

ルク政権との闘いはまだ続いていたからである。「私はこの状況下、議会での論争に激しく加わりそれに全力を集中しなければなりません。毎日数百人と交渉しなければなりません。望むらくはしばらく一種の休戦が来ないだろうかということです。委員会の出口は疑いなく絶望的です。私たちにとって重要なのは将来における位置だけです。」とグナイストは書いている。

プロイセンの政治状況が変わり保守派が台頭するのは翌1866年9月の下院選挙においてであり、グナイストの予感悪い方で当たってしまった。いずれにせよこうした状況下にグナイストはいるので、シュタインから自分への献辞とともに新著を寄贈されても「感謝しつつもこれを評価する状態ではなく」「来週には概観を得られる」にしてもこれを自分なりに「フル活用するのは数ヶ月後」になるでしょうと答えるしかなかった。自分は『今日のイギリスの憲政と行政法』第1部第2版を今年中に仕上げる予定であり、そこであなたの仕事が活かされるでしょうと書くが、それが実際に公刊されたのは1867年である。しかもシュタインへの言及はかろうじて1箇所あるのみであった。

ここで、シュタインが自らの主著となすべき『行政理論』の序文として書いたグナイストへの献辞を読んでおこう。

「尊敬する友人であるあなたに本書をお届けします。これがあなたの心をとらえるかどうかはわかりません。ただ、私たちがみなあなたの仕事に負っており感謝しています。あなたがイギリスの生活や法を学問的に私たちのものにして下さったからです。かつてはこれについて語るのが難しかったのですが、今やイギリスを理解する際にあなたのもとで学ばなければヨーロッパの公法について判断することはいっそう難しくなりました。しかし、感謝すると同時に1つの嘆きを述べる権利が得られるでしょうか。その嘆きは、私の確信するところですが、次世代に委ねます。」

その「嘆き」とは当時のヨーロッパの法状態に向けられる。ローマ法がヨーロッパに浸透し生活全体を包括するようになったが、今やフランス民法典を筆頭にスペイン、イタリア、ベルギー、そしてオランダでさえ新たな法典編纂の虜になった。イギリスとスカンディナヴィアでもローマ法は後退した。ドイツだけがローマ法の牙城として残ったが、ドイツの法生活もこれを十分満たすことはもはやできなくなった。

「フランス革命が、ドイツにおけるローマ法だけでなくドイツの民族性そのものを疑問に付しました。あらゆる民族のなかで最も有機的なドイツの民族意識が、その根から新たな芽を出すために過去に手をつけました。これまで法学の傍流であり純粋に地方的な性格からかろうじて身を守っていたドイツ私法が今や形を変えてドイツの国と法の歴史となりました。〔中略〕信仰と熱狂、精神的な活気と新鮮な空気に満ちたこのすばらしい時代がまだ私たちにも現存するでしょうか。ローマ法がその世界的位置を失った時、わが高貴な民族精神が私たちにドイツ法史を与え、これがドイツの学問生活にとって、かつて *Corpus Juris* がローマ・ゲルマン世界全体にとってあったのと同じものになりました。つまり、諸個人が偉大な仕事のもとで協力したという意識の中心と源泉となったのです。それはドイツの法意識が生きる温かさであり、私たちの財産です。」

いかなる民族もこれと似たものを誇ることができず、ドイツにおける実践的な法の注意散漫を嘆く一方でその統一と偉大さに驚嘆しています。これが、私たちが法史でつかんだことでした。今でもそうでしょうか。〔中略〕現実の生命が、ヨーロッパの力強い生命が私たちの上を流れています。数千の方向で数千の力をもってそれは私たちをつかみました。諸々の民族が混合しています。諸々の企画が陸と海を越えて手を伸ばしています。新しい時代が私たちのところに来ています。この時代にあって私たちの課題は何でしょうか。〕

グナイストへの献辞を添えた序文の内容は、ヨーロッパの法状態の概括とオーストリア国制の特殊性の指摘にすぎないが、本論ではグナイストのイギリス法史研究の意義が繰り返し強調されている。この時期シュタインはせっせとグナイストに書簡を送っており、1865年5月14日付書簡はかなり抽象的なグナイスト讚美に満ちている。末尾に「私は数ダースの仕事と数ダースの仕事の中間にいてしかもまだ途中です。私は8月にあなたとここでお目にかかれると見込んでいます」とある。グナイストがウィーンを訪問したかは不明である。

グナイストは1866年5月13日付シュタイン宛書簡で、『イギリス行政法史』をシュタインに献本すると書いている。これは、『今日のイギリスの憲政と行政法』第1巻第2版のタイトルであり、1867年に公刊された。1865年から66年にグナイストのイギリス行政法史に関する著作は公刊されていない。第2版の見本刷だろうか。それにしても、グナイストがシュタインに自著と書簡を送ったまさにこの日、普墺戦争が始まっている。この戦争は同年8月23日のプラハ平和条約締結でいちおうの解決を見たが、それはオーストリア・ハプスブルク帝国崩壊の始まりであり、ドイツ帝国誕生の仕上げであった。同年9月3日ビスマルクは議会に事後承諾法案を提出、可決させた。この緊迫した政治情勢について、1867年1月9日付グナイスト宛のシュタイン書簡では何も触れられていない。グナイストの『イギリス行政法史』第2巻を受け取ったこと、自分の『行政理論』続刊の執筆の手を休めてグナイストの新著を熟読し利用できる所を探していることが書かれている。この書簡末尾にある「私がドイツから追放されるのは2度目です。Amores que tandem!」という一文が気になる。これが何を意味するかはこれだけではわからないが、2年後の1869年6月27日付シュタイン宛グナイスト書簡から推察するならば、シュタインが嘆くドイツからの「2度目の追放」とは、政治的な問題というよりも、もちろんそれと間接的に関係があるであろうが、シュタインがベルリン大学に職を得ようと画策して失敗したことを指すように思える。

1867年6月2日付シュタイン宛グナイスト書簡によると、グナイストはシュタインからのこの書簡に半年間答えていなかったことがわかる。

「1866年8月からわずかな中断があつて今日まで続いている議会生活の混乱のなかで、私は1月9日付のあなたの親切なお便りに感謝しつつまだ答えていません。これに加えて悪い状態があることがわかったのですが、それは、私が請願委員会の議長として地味な仕事を膨大に背負い込んだことです。それがもちろん今日の状況では最も快適なものなのですが、あなたに対し非常に感謝しているのは、まずは、後見法についての細かな仕事に対してです。これは私にとって重要で

新しい観点への旅を含むものであって、とくにドイツ法学会議の議論にとって重要なものとなるでしょう。行政理論についてのあなたの著作、とくにその第1部を利用して、イギリスの行政と法的手続の関係について大陸の行政システムと比較しつつ行っている研究論文にとりかかったところです。私は、対立点をできるだけ鋭く強調することで、国家行政の構造を描き出し、プロイセンの法学者や行政官、政治家の混乱した表象にいくつかの支柱を送り込もうと試みています。混乱はこの分野では名状しがたいものであり、私たちの連邦議会の請願に関する議論でまさにそれが感じられます。私がとくに苦々しく思っている悪い状態とは、議院構成員がわずかながら仕事に慣れて物事に耐えられるようになると、委員会が変わったり新たな選任があったりしてまた新しい構成員が入ってきて、シシュフォスの仕事をつねに新たに始めることです。」

「プロイセンの弁護士職 (Adovokatur) についての執筆で私にとって重要なのは、オーストリアにおける法曹人 (Justiz-Personal) の比較統計です。プロイセンには約4000人の裁判人 (Richter-personal) がいますが、弁護士 (Adovokat) と弁護人 (Anwalt) と公証人はたったの1400人です。あなたはここから諸関係総体の不自然さを判断することができますでしょう。これに加えて、いわゆる裁判を移動陳情団や委員会に解消するフランス的システムによる合議体制解体があります。そうすると、わが民主主義的急進主義者でさえも、強力で数多い弁護士なしには公法でも私法でも官僚主義と真剣に戦うことはほとんどできないということを明らかにしえませんが、あなたの方の場合も多くの類似物があるでしょう。いずれにせよ、私はオーストリアの法曹人についてできるだけ新しい数字が欲しいのです。しかも、1. 弁護士、弁護人、公証人の数、2. 裁判官と検事の数、できたら事務官 (Bureau-Beamten) と公務員 (dienende Beamten) の数も。」

この書簡へのシュタインからの返信は同年6月20日に書かれている。グナイストが求めた統計学的数値は友人のブラドゥッティ伯爵 (Graf Bradutti) が提供してくれると書いている (この人物については不明)。併せて、新著『行政理論』第3部を送る旨書かれている。他方、グナイストから予算に関する著作を受け取り、それが財政学執筆に大いに役立ったと謝辞を述べている。グナイストのこの著作は『予算と立法』(1867年)であろう。他方のシュタイン『財政学教本』第2版が公刊されるには1871年まで待たなければならなかった。なお、シュタインの経済学に関する著作は他にもいくつかあるが、一番早いものは1858年刊の『国民経済学』であり、続いて1860年刊の『財政学教本』である。前者にグナイストへの言及はないが、後者では1箇所言及がある。「イギリスに関しては最近グナイストが適切な表現で租税に関する混濁した状況に初めて光を差し込んだ。彼の著作『イギリスの地租制度』はイギリスと大陸の租税制度の違いを明確にした最高に有り難い労作である」と絶賛している。

つぎに彼らの書簡が残されるのは2年後である。この間、グナイストの政治活動は収まらず、1869年2月10日にはビスマルクとグナイストとの直談判にまで至る (Vgl. Eugen Schiffer, *Rudolf von Gneist*, Berlin 1929, S.43) が、この会談以降のグナイストの行動について、政治的にビスマルクに妥協し保守化したとか、それに規定されて学問的にも御用学者に墮したとかと評判は極めて悪い。その

ことはあとで検討することにして、まずは書簡の内容を追うことにしよう。1869年6月27日付シュタイン宛グナイスト書簡によると、グナイストが長期間シュタインに返信を送らなかった理由は、先に言及した、シュタインのベルリン大学移籍希望の処置にあったようである。

「私があなたに長期間私たちのここでの位置について何も告げなかった理由は状況が固まらなかったからです。わが哲学科は何度かの揺れののち、大臣に1人だけ推薦するという古い方式に戻りました。それはロッシャー (Georg Friedrich Wilhelm Roscher) に落ちたのですが、それははじめからわかっていました。だが誰もが前提としていたのは、ロッシャーがこの招聘を断るだろうということでした。」

だが、彼はこれを拒否しなかった (結局ライブツィヒ大学に留まったが)。グナイストは続ける。

「ロッシャー招聘が駄目になったとしても、今年の11月以前に他の決定が期待できることはほぼないでしょう。私はこの時まで、私の尊敬する友人をリストに載せるよう試みましょう。しかしあなたに告白しますが、私はその成果についてはいかなる仕方でも確かなものを持っていません。」

ここで言う「友人」とはシュタインのことである。日付のないシュタインからグナイスト宛の書簡が2通あるが、内容から推察するに、そのうち1通は1869年のものと思われる。「今しがた私はあなたの愛すべき手紙を受け取りました。そして直ちに、あなたが私をととても親しく思い出して下さることに対する私の熱い感謝の意を表明せざるをえません。私はもちろん、あなたがほのめかす関係をよくわかっています。」自分はここウィーンで大勢の人に支持され毎年600人の聴衆を得ている、云々と自己宣伝を忘れない。

1870年5月19日付グナイスト宛シュタイン書簡は、パリ・コミューンに言及している。また、グナイストが酷い火傷をしたことを漏れ聞き心配し、自分が経営するシュタイアーマークのテュッファー温泉で療養するよう薦めている。同年7月26日付グナイスト宛シュタイン書簡は新刊の『行政理論と行政法ハンドブック』(1870年)の添え書きである。これに対するグナイストからの同年8月5日付返信は、グナイストの新著『プロイセンの軍制』(1870年)の献呈挨拶と、ベルリン大学のポストについての短報その他が書かれている。後者については「詳細を伝えるにもまた個人的な諸関係のゆえもあって文書より口頭のほうが良いのですが、このポストはまだ完全には埋まっていません。国家学の教師団にとって必要なのは少なくとも意味ある教師力であり、そのことに有能な大臣は正規の手続きをすべく配慮するはずなのですが」と口を濁している。火傷と捻挫はまだ治っていないという。火傷についてシュタインがさらに心配して詳細を知らせるよう求めたようで、同年9月7日付でグナイストから詳報が届いた。

「今は幸い回復した私の身体的な苦しみへのあなたの心からの同情が、このことについてあなたに簡単な報告をする義務を課しました。この報告が遅れたのは、戦場であって長い間不在だったからにすぎません。私はロンドンの友人宅で夜、復活祭の最初の日に火事で重傷を負いました。軍制についての著作の草稿を書いている時、狭い寝室のカーテンに火がつき、それは消すことに

成功したのですが、その際服に火がついて両手や腕、足に大小の深い傷を負いました。この負傷は命に危険はありませんが数ヶ月にわたって血液循環の具合を悪くし、歩いたり座ったりするのが困難でした。大学の講義も担当しなければなりません。その後さらに左足の捻挫が加わってギプスで固定しなければなりませんでした。今でもなお右手の火傷した爪は完全には治っていません。しかし、その他は外的な傷跡だけ、それと2、3本のこわばった指が残っています。夏の終わりまでにはこの事故についての外的な記憶は消滅しているでしょうし、医者によって保証された男性機能の疾患も力強い身体で痕跡を残さず回復しました。この間、国内生活についての私たちの仕事は、外からの国家構造の暴力的変革によって瞬間的にまったく背後に押しやられました。しかし、力強く立ち上るドイツの国家権力によりすぐに回復する組織上の内的活動を私は期待しています。思うに、社会民主主義党派も封建的党派も、ドイツ国民が今国家思想に向けている力強い流れのうちでは、次の時代に衰退しているでしょう。ドイツ国民の偉大な仕事や行政法についての文献も正当な時を得るでしょう。私が幸福だと思うのは、1820年以來のドイツ政府の混乱が、国家についてのドイツの諸理念のうち取り残してきた深い不興が、1870年の輝かしい成果によって根本から克服された、ということです。」

先に言及したグナイストの保守化傾向をこの書簡に垣間見ることができる。1871年1月1日ドイツ帝国発足。同年4月16日ドイツ帝国議会が開かれ、グナイストは帝国議會議員となった。

1871年6月12日付グナイスト宛シュタイン書簡は人物紹介に留まる。

「(私のパリ時代の)古い友人で学友である、デンマークの法務大臣クリーガー (Andreas Fredrik Krieger) をあなたに紹介することをお許し下さい。彼はデンマークで最初の法学徒の一人であり、あなたとの個人的なつきあいを所望しています。私はあなたが、このまさに高い教養があると同時に偏見を持たない人物を喜んで受け入れて下されば有り難い。」

「パリ時代からの私の友人」とシュタインは言うが、クリーガーはデンマークのナショナリスト・グループが堅持した「アイダー・デンマーク主義 (ユトランド半島中央のアイダー川まで、つまりはシュレスヴィヒをデンマークとする思想)」の支持者であり、1848年の国民自由党の代表として活躍した経歴の持ち主である。他方、シュタインはシュレスヴィヒとホルシュタイン両公国をデンマーク王国連合から独立させる運動の活動家であり、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府代表としてパリに派遣された特使である。つまりシュタインからすれば彼は旧敵である。それが今や「古くからの友人」としてグナイストに紹介するとは寛大な話である。

1872年シュタイン『軍制論』、同年グナイスト『法治国家』、1873年5月ウィーン恐慌、1875年シュタイン『国民経済学分野での女性』、1876年同『ドイツの法学・国家学の現在と未来』、1877年1月ドイツ帝国議会選挙で保守党躍進。この7年間の彼らの書簡は発見されていない。

つぎに1877年11月8日付シュタイン宛グナイスト書簡を読もう。

「わが領邦議会の疾風怒濤時代が再開し、私は今日ようやくあなたにこの数行を書くことができます。少なくとも2、3の言葉で心からの同情を表し、私と私の妻が、あなたの幸福な家族の結

びつきが裂かれても、引き続き私たちの結びつきを維持することを申し添えます。理解力溢れる立派な女性の支えが、多忙で骨の折れる人生にとって何を意味するかを真に評価するすべを私は知っておりますし、私の人生経験から、責任のある重い仕事の日々の圧迫が私たちの人生の平衡力を女性がゆっくりと回復させることを一度ならず自ら試して知っています。あなたの学問的かつ経済的な活動の計り知れず豊かな領域で、この勤勉な方の悲しむべき恩典が私たちより少なくないようにお祈り申し上げます。」

この一節は、1877年に亡くなったシュタイン夫人 Dorothea への弔辞である。

同年12月27日付グナリスト宛シュタイン書簡。

「クリスマスに租税形式に関する贈り物を下さりとても嬉しく、あなたが私のために斟酌して下さったことに篤く御礼申し上げます。私は今まさに財政学改訂第4版に専念しており、そこへゲマインデの租税制度に関するあなたの著作がまさに飛び込んで来ました。これはまさにぴったりで、私はあなたの諸々の著作のもとにある小さな真珠をうらやましく思いますし、それは私にとって高度に教えられるところが多かったし、今も多いです。私が財政学でゲマインデの租税制度を少なくともその根本特徴として必然的にともに受け入れなければならない時にはいっそうそう思われます。もちろん私は、ゲマインデが物税だけを高く維持するという見解にはまったく至りえず、物税とは何か、料金とは何かとの問いが議論のあと探求されるべきだと考えます。たとえばベルリンのような大きなゲマインデを物税のみで管理しうるかどうかはいささか疑問に思いますが、小さな地方ゲマインデの租税制度についてのあなたの叙述は見事ですし、私にまったく新たな領域を開いて下さいました。」

「あなたにもう私の国民経済学の第2版が届きましたか」とシュタインは末尾に書いているが、本書の公刊は正式には1878年である。

グナリスト宛シュタイン書簡で日付のないものが2通あり、前述の1869年と思われるものと別のもの1通は1877年と思われる。「私はこの冬に財政学の第4版を作らなければならず、財務行政を強力に推し進めるため序論全体を書き換えることになるでしょう」と書かれているからである。彼の『財政学教本』改訂第4版は1878年に公刊されている。また、グナリストから便りと贈り物を受け取り、それで数日間楽しめた。「私はこの第1巻の研究を楽しみにしていた」と続くからこの贈り物は著書であることがわかる。さらに「行政司法についての最初の大きな産物」とあり、これは『法治国家』の第2版『法治国家とドイツの行政裁判』だと思われる。だが、この第2版は1879年の公刊であるので、1877年冬前の時点で本書を受け取ったとするのには無理がある。内容的に最も近いのはさらに1年後の『プロイセンの行政形式と行政司法』である。これ以外にはグナリストに行政裁判に関する著書がないので、あとは1876年の講義録ないしは1875年2月の鑑定書が考えられる。「印刷ミスが多い」ともあるので1879年刊の著書の見本刷りかもしれない。「当地の夏の負担と暑さに完全に消耗し病気になる」とあるので、季節は夏かその後半と思われる。

グナリストからシュタインに宛てた書簡で7月8日という日付はあるものの年が書かれていないも

のが1通ある。文中に「今年は法学会議がある」と書かれており、また「あなたに最上級行政裁判の判決についての第1巻を同封して送ります」とあることから、1876年か78年と思われる。「8月始めに私は妻とスイスへ出かける」とあり、法学会議があるので「あなたとあなたの奥様に会える見込みはほとんどない」が「おそらく秋にウィーンであなたをお訪ねするでしょう」とも書かれている。

現存するシュタイン・グナイスト書簡で最も日付が遅いものは1885年11月15日付シュタイン宛グナイスト書簡である。この間、河島醇が1879年3月からシュタインの講義を大学で聴講、伊藤博文らが1882年5月から7月までグナイストを訪ね、同年9月18日から10月31日までウィーンでシュタインから私的講義を受けている。伊藤らはさらに同年11月から翌年2月までふたたびグナイストから法学講義を受けた。1885年10月25日から翌年3月30日まで伏見宮貞愛親王および土方久元と大森鐘一がグナイストの講義を受けた。1885年11月15日付グナイスト書簡にこれら日本人について何か一言でも書かれていたらと期待するが、残念ながら日本についてはいっさい触れられていない。

「あなたはすでにまた、あなたの文献のお仕事の豊かな宝のなかから私に贈り物を下さったのに、恥ずかしながら私は小さなお返しでしか応えられません。しかし、私はあなたに議会主義についての著作のプログラムをあらかじめお送りできます。もっともあなたはそこに自分自身〔が引用されているの〕を見出されることでしょう。この著作そのものはすでに印刷されていますが、出版社がそれを来年になってから出したいと目論んでいます。」

4. 考察

日本の憲政と行政に大きな影響を与えたグナイストとシュタインとのあいだに、現存を確認できる限りでの彼らの往復書簡によって、長期にわたる学問的ならびに私的な交流があったことがわかった。残念ながら彼らの書簡に日本に関する言及は見出せなかった。だが、彼らの思想に差異があり、それが日本の憲政と行政に多少なりとも影響を及ぼしたと考えられる。最後にこの点を彼らの著作で確認しておきたい。

グナイストは1851年3月5日付ミッターマイアー宛書簡で (*Briefwechsel. Karl Josef Anton Mittermaier Rudolf von Gneist. Frankfurt am Main 2000.*)、「イギリスの憲政の発展を実用的に把握する新たな関心が生じ、Francis Palgrave〔の『イギリス史』〕とHenry Hallam〔の『ノルマンディとイギリスの歴史』全4巻〕を詳細に研究しなければならなくなりましたが、それだけでなく、国民的性格と結びついたイギリス社会の発展から憲政諸形式の発生をシュタインの勝れた著作に真似て演繹するためかつての国民経済学的研究もふたたび掘り出しました」(52頁)と書いている。ここで言及されたシュタイン著作は1850年刊の『フランス社会運動史』を指す。また、グナイストは1853年の『イギリスの貴族と騎士』でも、「第一の占有階級が議会主義的憲政において国家権力を掌握する根拠は明らかに占有の本質そのものにある」(10頁)と述べ、参照文献としてこの3巻本の第1巻『社会の概念とその運動法則』を挙げている。グナイストはその補註で、「国家の社会的根拠への洞察が欠けてい

るがゆえに、現在の政治的解明が大部分不毛であるのは当然である。」(55頁)と述べているが、これはシュタイン批判ではなく、シュタインから学んだグナイストの新たな認識であろう。「国家の社会的根拠」の解明に占有の概念が不可欠であるというのがシュタインのこの著作の1つの主張であり、グナイストがミッターマイヤーに書き送ったように、このことを学んだがゆえに彼は国民経済学の研究をふたたび始めなければならなかったのである。

1870年の『プロイセンの軍制』でグナイストはまず国家と社会の関係を論じ、「人類は財貨を摂取し享受するよう規定されている。」「占有のあり方が非占有者の依存に根拠を与え」、国家に不自由の要素が入り込み「相反する利害関心の体系」ができあがった。これがフランスから入ってきた「社会」概念である。国家は人類の人倫的自然本性で設定され、社会は人類の経済的規定で根拠づけられる。両者は絶えず対立する。この中間機構として自治がある(2頁)。このようにグナイストはシュタイン学説を下敷きにして持論を展開するが、彼らの間には大きな認識のずれがある。

1872年の『法治国家』でグナイストは、「ドイツの現世代は、わが財貨生活の発展が、100年前には予想もできなかった豊かさや文明過程に至るのを見るよう求められる」とする一方で、「現実にはどの民族にも内的差別があり、外的ならびに精神的な財貨の占有と取得に応じて差別されている」事実を指摘する。そして、前著と同じフレーズ「人類は財貨を摂取し享受するよう規定されている」を挙げ、これを「社会」という概念で総括する(1頁)。グナイストはここに註を付け、シュタインの『社会の概念とフランス革命の社会史』緒論の参照を求める。そして「この見事な叙述は、イギリス憲政史についての私の叙述にとって決定的な意味を持った」と書いている。より包括的にはロベルト・フォン・モールの社会権思想があり、社会の概念はドイツでもすでに広く普及しているが、その一面性に対してはブルンチュリの批判がある。こう述べたあとグナイストは付け加える。「社会概念の決定的な意味を私も完全に認めるが、国家と社会の関係に対して私はシュタインとは別の結論に至っている」(183頁)。

「別の結論」とはどのようなものか。ここには何も記されていないが、前述のように、われわれから見ても両者は明らかに異なる。ここでは日本人による勝れたグナイスト研究を参考にして、シュタインとグナイストの相異を浮き彫りにしたい。

宇賀田順三氏によれば、グナイストはシュタインが提示した国家と社会の関係を「対立」と捉え、その中間機構としてSelfgovernmentを提示するが、それは「国の法律に遵依し自己の経費を以て名誉職に依りその事務を処理するもの」という3要素をもとにするがゆえに結局は「国家に依つて公認された以外の自治団体の存在を認めない」こととなり、また「職業的官僚を排除すると共に、他面にて無産的大衆の参加をも排斥する」ことになる(『グナイスト以後に於ける行政観念の発展』『法政研究』第8巻第1号、九州帝国大学法政学会、1937年12月、93頁)。

赤木須留喜氏は「ドイツ法治国家の論理と構造(一)～(四)」『国家学会雑誌』第78巻9/10、11/12号、第79巻1/2、3/4号、1965年)で、グナイストが「『行政』が『憲政』に代位しようと論断」している点に注意を喚起し(494頁)、また、グナイストが国家と社会の関係を「『義務』対

『利益』という垂直的なしたがって絶対的な契機のうちに見出」すがゆえに、国家が行う「『義務』の下に『社会』を『従属』せしめることによって国家の制度と機能を保障した」(620頁)と指摘する。

鈴木康夫氏は「プロイセン行政裁判制度——グナイストモデルの分析」『千葉大学教養部研究報告』A-9、1976年、65/66頁)で、グナイストによれば市民的リベラル派の「『国民主権』の理念は、実質的に、『社会の主権』であり、それは市民的自由や政治的自由をもたらすことができない。「まさに、国民代表制こそ『国家』に『社会』を生そのまま反映させるシステムであった。『国家』はこれによって階級闘争のうちにまきこまれていく存在となり下ってしまったのである。グナイストは、かような『国家』を『人格的共同体』に復元する手段をセルフガヴァメントに求めた。」と指摘する。

上山安敏氏は前掲『憲法社会史』で、シュタインが憲政と行政の区分を確立し、「憲政と行政を上下の概念でなく、憲政によって警察国家から市民社会への転換をさせ、『行政』に市民社会の矛盾を克服する崇高な使命を与えることによって、憲政から異なった行政の範疇を確定しはじめていた」(114頁)とし、他方シュタインのこうした社会哲学に依拠したグナイストは「行政を憲政レベルに高め〔中略〕、さらに行政法(Verwaltungsrecht)を確立し」たが、「行政裁判＝法による行政を通じて、行政裁判所に対応した新行政法学をつくり出し、方法論を全く異にしたラーバント、マイヤーの公法実証主義に受け継がれていく」(116頁)として、シュタインとグナイストの思想を20世紀に至るドイツ法学史のなかに位置づけ理解しようとしている。ちなみに、シュタインは、1879年に公刊されたグナイストの『法治国家』第2版を中心に据えた107ページに及ぶ書評論文を書き(*Zeitschrift für das Privat- und öffentliche Recht der Gegenwart*, 6. Jg., 1879)、「立法と執行権との厳密な区別」を自らの根本見解だと強調すると同時に、グナイストが自治と「公的機関の活動に関する無条件の裁判請求権」を提示したことを高く評価するが、この指摘は宇賀田氏らによる日本の先行研究が図らずも浮彫にしたシュタインとグナイストとのずれをおのずから言い当てている。宇賀田氏らはそろって、グナイスト理論がシュタインの「国家と社会の対立」を基礎に展開されているというが、シュタイン自身は国家と社会を二元的対立関係にあるとは見なしていない。立法と執行権の厳密な区別と行政裁判の重要さの指摘は、私的利害の闘争の場としての「社会」を背景に控える議会勢力の台頭を恐れるグナイストとはまったく別の立場からなされていることに注意しなければならない。シュタインはむしろ、「社会」が抱える階級対立を避けるために、利害を超えた国家が先頭に立って貧富の差を解消し民衆の自治意識を高め社会全体の安寧実現を目指すのであり、議会と行政裁判は国家行政の監視機関という役割を担っている。

それにしても、グナイストの考えがもし宇賀田氏らが指摘するような内容のものにすぎないと仮定するならば、伊藤博文や山縣有朋らが憲法と行政制度を明治期日本に導入する際、シュタインよりもグナイストの理論を実際には多く採用したとする見方は納得できる。だが、こうしたグナイスト解釈が妥当であるかどうかについては、シュタインとの往復書簡からも鮮明にうかがえるグナイストの絶えざる政治実践との関係を考慮しつつ、別途改めて検討しなければならない。いずれにせよ、少なくともウィーン時代のシュタインがアカデミックの世界に留まった限りでは、学者兼政治家であったグ

ナイストよりも、日本人留学生には近づきやすかったであろう。他方、緊迫した政治状況のなかで学習即実践の場につねに身を置いていた伊藤博文や山縣有朋ら政治家には、グナイスト理論のほうが有効だと判断されたにちがいない。

追記

本稿(上)で、シュタインとグナイストがいつどこで知り合いになったかは不明だとしつつ、彼らが出会う最初の機会として1840年夏から41年秋までシュタインがベルリンに滞在した期間が考えられると書いた。1歳違いの法学徒同士彼らがベルリンで交流する機会は十分ありうる。シュタインはその後1843年3月までパリに留学するが、1841年にグナイストもパリを旅しており、ここでも彼らが出会う機会はあったであろう。これらの点は目下調査中である。いずれにせよ、シュタインが1849年12月7日にグナイストに宛てた書簡の冒頭一句が「私はまず、あなたが私をととても長い期間まだ篤い友情をもって覚えていて下さったことにたいし、あなたに心からの御礼を申し述べなければなりません」と書いているところから、彼らの交流が1849年よりもかなり以前にあったことが察せられる。シュタインのこの書簡は、グナイストからの献本への礼状であるが、「陪審裁判についてのあなたの著作」とあり、これはグナイストが同年に公刊した『ドイツ陪審裁判の形成』を指すであろう(文中1箇所シュタイン著作に言及)。グナイストはこの年もう1点著作を公刊している。1848年革命でのベルリンの状況を論じた著作『ベルリン事情』である。もし1848年革命の闘志であるシュタインがこちらの献本を受けていたらどのような反応を示したか興味深い。シュタイン書簡は1848年革命について何も触れていない。この書簡は返信であるから、先にグナイストからシュタイン宛に献本と同時に書簡が送られているはずである。シュタインの書簡の日付は1849年12月7日であり、グナイスト書簡は当然ながらそれ以前の12月初頭か11月末であろう。それはまさに、グナイストがベルリン市会の中間派の立場から国王と闘ったが議会左右両派からの支持を得られず議員を辞めざるをえなくなったと同時に11月28日付で大審院補助裁判官解雇の予告をも司法大臣から受けた時期であった。こうした状況からすればこの時グナイストがシュタインに宛てた書簡の中身がいっそう興味深い。なお、シュタインはグナイストに返礼として自著を献本しているが、これはおそらく公刊されたばかりの『フランス社会運動史』であろう。

本稿は、2010～2012年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(c)の助成を受けた研究成果の一部である。

【Abstract】

Stein und Gneist. Ihre wissenschaftliche und persönliche Beziehung aus ihrem Briefwechsel (2)

Takayuki SHIBATA

Aus dem Briefwechsel zwischen Stein und Gneist geht hervor, dass Stein als Akademiker und Gneist als politischer Wissenschaftler andere Ansicht über das Verhältniss zwischen dem Staat und der Gesellschaft hat, trotzdem sie sehr ähnliche rechtswissenschaftliche Anschauung haben.

Bei der Verfassung dieser Abhandlung habe ich den Nachlaß Steins in der Schleswig-Holsteinischen Landesbibliothek zu Kiel und den Nachlaß Gneistes im Geheimen Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz benutzt. Diesen danke ich sehr.